

平成 29 年 7 月 31 日

City of Sapporo

担当：札幌市消費生活課調査指導係

TEL 728-2111

**ハガキやSMS・電子メール等による身に覚えのない請求（架空請求）に注意  
しましょう。**

**～不安をあおる言葉に慌てない。すぐに支払わない。～**

今年の4月から架空請求と思われる相談が急増しています。あたかも公的機関のような名前を使って、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」などのタイトルが印刷されたハガキが送られてきたという相談や、大手通信販売事業者や大手動画配信サイトをかたった、SMS（ショートメッセージサービス）や電子メール等が携帯電話に送られてきたという相談が、札幌市消費者センターに多く寄せられています。

これらには、「総合消費料金を支払わなければ訴訟に移行する」旨や、「有料動画の料金が未納であるため、本日中に連絡が無い場合は法的措置を取る」旨を記載することで巧みに不安をあおって、記載されている電話番号に連絡させるよう仕向け、連絡のあった人に対しては高額な料金の支払いを強要するという、悪質な架空請求の手口です。

札幌市消費者センターにおける、これらの架空請求に関する相談は、2016年度の相談件数は1年間で691件でしたが、2017年度は4月から7月までで既に594件の相談が来ているところです。

このような架空請求のハガキやSMS等は不特定多数の方に送り付けられてきています。まずは、身に覚えのない請求には対応しないでおきましょう。

また、ハガキやSMS等にかかれてある事業者の電話番号に、自分から連絡や問合せをすると、自分の電話番号を知らせることになり、さらには氏名や住所などの他の個人情報も聞き取られる可能性があるため、自分からは連絡しないでください。加えて、事業者に問合せをしてしまうと、訴訟などの法的措置を取り下げるためとして高額な請求をされることもあります。その際は支払いを強要されても支払いはせず、その後に執拗な着信やSMS等があっても無視してください。

どうしたらよいか判断に迷う場合やご不安に思われる場合は、札幌市消費者センター（728-2121）にお電話でご相談ください。また、最寄りの消費者センターをご案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」もご利用できます。